

名古屋食品界

Nagoya
Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
https://meishoku-kokuho.or.jp

新春ご挨拶

公益社団法人名古屋市食品衛生協会会長
名古屋市食品国民健康保険組合理事長

舟橋 左門

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、食協会員及び食品国保組合員各位からのご支援・ご協力に、心から感謝申し上げます。お蔭をもちまして、両団体の事業運営は、予定通り順調に推移いたしております。ところで、ウクライナやイスラエル・ハマス情勢により、原油価格や物価の高騰など予断を許さない状況は続くと思込まれます。しかしながら、政府は令和六年度予算編成に向け、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、新たな経済成長の軌道に乗せていくと「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」で述べており、食品業界にとって良き年となることを期待しております。

食品衛生協会は、本年も昨年と同様、ノロウイルス、カピロバクター、アニサキスなどによる食中毒の防止対策に取り組んでまいります。更に、食協会員の皆さんによる自主衛生管理の推進はもちろん、「HACCP」の考え方を取り入れた「衛生管理」の実施を更に推し進めたく思っています。また、不幸にも食中毒が発生した場合、お客様への適切な補償とお店の営業継続を確保するため、「食品営業賠償共済（あんしんフード君）」への加入の勧めとPRに努め、食協会員の増強を図ってまいりたいと思っております。

食品国保組合については、組合員各位のご理解とご協力により、永年保険料の100%徴収を続けています。これ

により、国保事業が安定的に運営できており感謝に堪えません。ところで、国保組合は、皆保

険制度の実施以前から、業種別母体組織を軸として連帯意識と相扶共済の精神に基づいて、組合方式により保険者機能を発揮し医療保険制度の発展に寄与してきました。国保組合が更にその使命を果たしていくためには、①組合の新設及び地区の拡大、②五人未満法人事業所の適用除外承認、③特定被保険者の定率補助率を協会けんぽと同じ14・6%とすること、④被用者保険の適用拡大は国保組合に国庫補助の大幅な削減と加入者の減少を招き、組合存続に影響を与えかねないことから慎重に検討すること等を求めて、全国国民健康保険組合協会を中心に全国の国保組合と緒になつて、財務省、厚生労働省及び国会議員などに要望をしています。要望がかなうことを期待しているところです。

新しい年が、私も食品業界会員・組合員の皆様のお店のご発展、ご繁栄の年となりますことを心よりご祈念申し上げます。

本年もよろしくお願ひします

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市食品国民健康保険組合

世界に誇れるマチ、 一人の子どもも死なせないマチ、 ナゴヤ



名古屋市長
河村 たかし

あけましておめでと
うございます。年頭に
あたり、謹んでご挨拶
を申し上げます。

まずは、市民の皆様
が心待ちにされていま
すが、消費喚起と地
域経済の活性化を
図るべく、今年も
「プレミアム商品券」
を発行いたします。今
年で3回目、買物還
元総額200億円の
実現であります。「プ

レミアム商品券、市民
税減額、コロナ禍の融
資」の総額1兆円を超
える取組みを基に、さ
らにナゴヤの経済を
盛り上げてまいります。

さて、昨年10月に杭
州アジア・パラ競技大
会が閉幕し、いよいよ
愛知県名古屋大会の
開幕まで残り3年を
切りました。令和6
年の開催に向けて、
愛知

県及び大会組織委員
会と共同し、着実に
準備を進めてまいり
ます。また、その後
にはリニア中央新幹
線の開業が控えてお
り、ナゴヤがより一
層世界に開かれ、魅
力あふれる都市とな
る絶好の機会であり
ます。コロナ禍が明
けて観光需要・イン
バウンドが高まっ
ている今だからこそ、
ソフト・ハード面
での投資を積極的に
行い、ナゴヤを盛り
立ててまいります。

その上でも、名古屋
造天守復元事業は、
ナゴヤにとっても大
きなミツシヨンとし
てあります。昭和5
年に指定された名古
屋城は、古写真、昭
和実測図などの史
資料が残されており
、歴史的建造物の再
現の中でも十分な
根拠による蓋然性
の高い復元が可能
な唯一

無二の城であります
。昨年は名古屋城バ
リアフリーに関する
市民討論会におい
て、当日、参加され
た一部市民の方から
他の参加者の方に対
して、差別発言があ
り、私をはじめ、そ
の場にいた職員の方
も対応等が問われ
ております。現在、
検証委員会にて市
民討論会当日の検
証がされておりま
すが、しっかりと市
民討論会当日の出
来事に向き合い、私
をはじめとした職
員の人権意識の向
上に努めます。そ
の上で、できるだけ
多くの市民の皆
様へ説明し、ご理
解を得られるよう
に努め、名古屋造
天守復元事業を進
められますよう、
邁進してまいり
ます。

そして、令和6年
度からキャリア教育
の時間を「キャリア
タイム」と名付
くことになりました
。日本食品衛生協
会会長表彰、日本
食品衛生協会理事
長表彰の受賞者
が紹介されました
。

令和5年度 食品衛生表彰式

名古屋食品衛生協
会の令和5年度食
品衛生表彰式が
昨年11月15日、
名古屋市中区の名
古屋ガールズパ
レスにおいて、河
村たかし名古屋
市長、古屋市会
議員ふじた和秀
顧問、小嶋雅代
名古屋市長、保
健所長はじめ、多
数の来賓のご臨席
のもと開催さ

れました。

午後2時、三浦
邦雄副会長の開
式の辞で表彰式
がスタート、舟
橋左門会長の式
辞のあと、安藤
栄治副会長から
選考経過が報
告されました。

名古屋市長表
彰として、優良
施設8施設、優
良従業員11名、
食品衛生

功労者10名、食
品衛生指導員功
労者1名が河村市
長から表彰状を
授与され、ご祝
辞を賜りました。
続いて、名古屋
食品衛生協会会
長表彰として、
優良施設11施
設、優良従業員
24名、食品衛
生功労者10名、
食品衛生指導員
功労者8名が舟
橋会長から表彰
状を授与されま
した。(3面に
お名前を掲載)

この後、10月
18、19日に東
京で行われた中
央表彰の厚生
労働大臣表彰

顧問のふじた
先生からの祝
辞、公益社団
体日本食品衛
生協会鶏飼理
事長からは祝
電を賜りまし
た。久野雄一
副会長が閉
式の辞を述べ
、表彰式は
盛会裡に終
了いたしました
。

受賞者の皆様
、誠にありま
す。

け、学校全体で充
実を図っていきま
す。「ナゴヤキャ
リアタイムサポ
ーター」として、
企業・団体・大
学等にご協力い
ただき、子ども
たちに仕事の
内容や働く人
の思い等を知
る機会を様
々な形で提
供していき
ます。私とし
ても、子ども
たちも、自
分の好きな
ことを見つけ
、人生の多
様な選択
肢の中で自
ら生き方を
実現でき
るよう、そ
のため機
会づくり
に全力で
応援をし
、「一人
の子ども
も死な
せないマ
チ、ナ
ゴヤ」を
実現す
るとも
に、世界
の産業
をリード
していく
という
夢や希
望に満
ち溢れ
た人材
を創出
すべく
尽力し
ます。
本年も
どうぞ
よろしく
お願い
いたし
ます。

令和6年元旦



受賞者と受賞施設

(順不同、敬称略)

■名古屋市長表彰

【優良施設】

- 東 / 大幸お好み店
- 北 / セブン・イレブン
- 中 / 名古屋平安2丁目店
- 中 / ㈱宮田精肉店
- 昭 / せせらぎ阿由知通店
- 熱 / 三福
- 中 / 舞雀
- 港 / 中国食房 凜
- 守 / ㈱吾妻屋商店

【優良従業員】

- 西 / 今井宏典、佐藤代一郎、齊藤則夫、伊藤一
- 中 / 加藤靖央、針金伸広、貝沼志穂
- 瑞 / 阿部素子
- 中 / 林 弘子、岩田敏宏
- 港 / 榮田嘉一
- 千 / 加藤卓男



舟橋会長 挨拶

■名古屋市食品衛生協会 会長表彰

【優良施設】

- 東 / 村田裕彦、森 泰憲
- 中 / 石原寿治、小出勝康
- 中 / 余語眞行
- 昭 / 児玉雅彦
- 中 / 坪井 猛
- 守 / 水野廣男
- 天 / 加藤貞子
- 港 / 鈴木正晃

【優良従業員】

- 東 / パルメナーラ
- 北 / 築地銀だこ
- 北 / ファミリーマート
- 柳原二丁目店
- 西 / 矢田や
- 中 / みやび
- 中 / カフェジャンシアーナ
- JR名古屋駅店



令和5年度 食品衛生表彰式

主催 公益社団法人 名古屋市食品衛生協会 後援 名古屋市



【優良従業員】

- 中 / カトレヤダイニング
- 昭 / キッチン
- 熱 / 中華一番
- 守 / ㈱モリメン
- 天 / 居酒屋千ごく
- 西 / 畑中 貢、姥名博基
- 尾ヶ瀬 斉
- 中 / 佐伯康弘、熊内啓文
- 中 / 中島直人
- 瑞 / 卓間康次
- 熱 / 岩崎俊郎、白井敬人
- 堀 / 堀口耕平、富永浩紀
- 神 / 榊原大介
- 港 / 石黒研一、兼山秀邦



【食品衛生功労者】

- 守 / 渡邊紀子
- 緑 / 清水由美、加藤秀子
- 吉原幸子、伊藤 薫
- 西 / 綾
- 名 / 有正勝、杉野智章
- 原 / 原口辰也、石黒裕章
- 千 / 都築裕之、平出祐子
- 北 / 柴田加代子
- 中 / 林 秀樹
- 昭 / 肆矢浩詞
- 瑞 / 森 公三郎
- 緑 / 加藤喜兼、峯名直樹
- 名 / 窪野 剛、池戸鉄治郎
- 東 / 林 吉宗
- 西 / 石川雅一
- 中 / 佐藤昌一
- 中 / 高岡深雪
- 熱 / 小林徳夫、多良尾嘉友
- 中 / 山田充宏
- 守 / 堀 敏康

【食品衛生指導員功労者】

- 東 / 林 吉宗
- 西 / 石川雅一
- 中 / 佐藤昌一
- 中 / 高岡深雪
- 熱 / 小林徳夫、多良尾嘉友
- 中 / 山田充宏
- 守 / 堀 敏康

厚生労働省認可共済

さらに補償が拡大!!

あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

オールインワンで安心補償!

- 生産物賠償リスク + 施設リスク + 漏水リスク + 受託物リスク + 携帯品リスク
- 食中毒 ●従業員過失 ●店舗内漏水で階下の施設を汚損 ●お預かり品にかかわる損害 ●店舗内で食事中に盗難
- 異物混入等 ●施設の欠陥等

納得の掛金で安心補償

ワンランク上の総合食品賠償共済誕生! 「スーパーあんしんフード君」

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!! 「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

「事業譲渡」による

地位の承継が

可能となりました

令和5年12月13日に「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が施行され、食品衛生法が改正されました。改正前は、営業施設が譲渡された場合、新たに

営業を譲り受けた方が新規の営業許可の取得や届出をする必要がありました。改正後は、営業を譲り受けた方は、新たに許可の取得等を行うことなく、地位の承継届を提出することで営業者の地位を承

継できることになりました。(図参照)。承継される例としては次の通りです。

- ・個人経営から法人経営に切り替える場合
- ・生前贈与
- ・別法人への譲渡

なお、地位の承継届には譲渡があったことを証する書類(譲渡契約書や両名による覚え書等)を添付する必要があります。

「令和5年度名古屋市食の安全・安心フォーラム」が開催されました

令和5年11月25日、鯉城ホールで、「知ろう、考えよう、輸入食品」く輸入食品の安全性確保の取組み」をテーマに「食の安全・安心フォーラム(名古屋市長主催)」が開催されました。

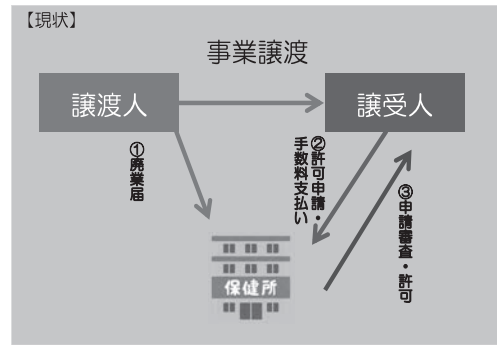
フォーラムでは、摂南大学農学部食品栄養学科の平原嘉親准教授の基調

講演が行われた後、事業者の取組みとして、イオントップバリュ株式会社 青木英紀氏、アルファフードスタッフ株式会社 浅井紀洋氏が情報提供を行いました。続いて、消費者から見た食の安全として、生活協同組合コープあいちの平光佐知子氏、行政の取組みと

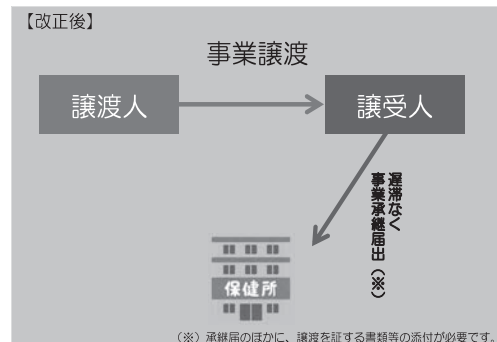
して名古屋検疫所の勝部宗幸輸入食品監督官、名古屋市保健所の森下食品衛生課長から情報提供を行った後、東京薬科大学の堀口客員教授をファシリテーターとした意見交換会が行われました。

意見交換会では、会場の参加者から集めた質問や意見をもとに、パネリスト(基調講演、情報提供演者)がそれぞれ回答を行いました。会場からは、輸出国での安全対策や、検疫所や名古屋市の

営業の譲渡の予定がある場合は、施設を管轄する区の保健センターに事



前にご相談をお願いします。



役割、食品ロスへの取組み、オーガニック食品とサステナブルの関係など



について質問があり、パネリストがそれぞれの考え方を説明しました。

令和五年度業態組合長会 保険料納付優秀組合307組合表彰される

昨年十二月六日（水）、

令和五年度業態組合長会が、名古屋市中区錦三丁目「名古屋ガーデンパレス」で開催されました。参加組合長は、一二〇名で、食品国保組合の令和四年度事業状況と決算状況、国保組合をめぐる最近の動向・課題などについて説明があり、熱心に聴き入っていました。

組合長会終了後、三〇七組合が保険料納付成績優秀組合として表彰されました。



挨拶する舟橋理事長

■業態組合長会

食品国保から、次のような説明がありました。

①令和四年度事業並びに決算状況について

四年度の一人当たり医療費は、二十一万三千九百

二十二円（前年度二十一万六千四百八十五円）と、前

年度比マイナス一・二％となり

ました。被保険者は、年間千三百二十二

人増（前年度百六十八人減）の一

万六千九百九十六人（同一万五千六百七十四人）となり

ました。被保険者数の減少傾向が止まり、増加に転じ

たのは、令和三年中に店を閉じ協力金・休業補償を得

た事業主の方々が市町村国保から保険料の安い当組合に移り加入した方が多

収支決算では、剰余金は

四億九〇五三万一千八百一

円（前年度六億二千九百二

千八百一十二円）となりました

が、単年度収支では一億六

千三百九十九万九千九百

九十九円（前年度一億七千

九百九十九万九千九百九十九

円）となり、甲組合員の家族は四百八十

人減、乙組合員の家族は百

八十八人減となり、トータル

で被保険者数は千六百人の減となりました。

六十五歳以上の被保険

者数は、九月現在千七百二

十人（前年二千四十六人）

となり、全被保険者数一万

五千九百九十人（前年一万

七千四百七十七人）に占める割

合は一〇・八％（前年一

二・〇％）と一％を下回

ることとなりました。この

ため、前期高齢者納付金の

納付額が更に増加すると

予想されます。

《高額医療費の支払状況》

令和五年四月から八月

までの高額医療費の支払

状況は、前年度と比較しま

すと、一・四八倍にもなっ

ています。これは、一人

で一ヶ月三千五百万円前後

の超高額医療費の事案が

二件発生したことをはじ

め、百万円以上の高額医療

費の事案が件数で一・五倍

（一七五件）、費用額で二・〇倍（三億九千万円）に達していることなどにより



組合長会会場

《後発医薬品（シエネリック医薬品）の利用促進》

後発医薬品の利用促進の成果が報告されました。

令和五年二月から同年七月請求分までの六ヶ月間の「数量シェア」（後発医薬品件数÷（切替可能な先発医薬品件数+後発医薬品件数））は、八三・一六％（前年八一・三二％）で、国の目指す八割超えは達成しています。後発医薬品を利用していただくことにより、医療費の削減に寄与していただいております。

《特定健診の受診割合》

受診割合についてみますと、令和三年度の割合は二八・三二％と国保組合の平均四九・〇％と比べて、かなり低位に甘んじています。四十歳以上の組合員とその家族の方で未だ受診されていない方は、是非、健診にお運びください。

検診料は、全額組合が負担しています。

■保険料納付成績優秀業態組合の表彰

組合長会終了後、四年度保険料納付成績優秀業態組合の表彰が行われました。被表彰組合には、表彰状と記念品料が贈呈されました。表彰された組合は、市内組合二二三組合（前年度二一六組合）、市外組合九四三組合（同九二組合）、合計三〇七組合（同三〇八組合）でした。

被表彰組合は、全組合の九五・三％（前年度九四・八％）です。未達成組合は四・七％（同五・五％）の一五組合（同一七組合）でした。前年度より達成組合は多くなりました。未達成組合にありましては、被表彰組合を目指して努められるようお願いいたします。被表彰組合は、令和四年度の一年間、毎月二十五日まで、保険料を全額徴収納付された組合です。本当にご苦労さまでした。



表彰を受ける千種地区代表



表彰を受ける昭和地区代表



表彰を受ける熱田地区代表



表彰を受ける中川地区代表



表彰を受ける名東地区代表



表彰を受ける喫茶組合代表



表彰を受ける旅館組合代表



表彰を受ける社交組合代表

確定申告の時期がまいます
医療費控除お忘れなく！

確定申告の時期（三月）がもうすぐです。雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など十五種類の所得控除があります。

◆医療費控除

この所得控除の中に「医療費控除」があります。昨年中に支払った家族全員の医療費から、所得金額の百分の五の金額と十万円のうちいずれか少ない金額を差し引いて残った金額が医療費控除の対象金額となります。控除できる最高限度額は、二百万円です。

◆社会保険料控除

国民健康保険料、国民年金保険料も社会保険料控除の対象です。

国民健康保険料の支払証明書は業務グループ（052・261・7661）で発行します。必要な方はお申し出ください。



令和五年度 国保組合被保険者全国大会

東京・有楽町朝日ホールで開催

一般社団法人・全国国民健康保険組合協会（全協・加盟一三三組合、会長渡邊芳樹）は、昨年十一月十四日（火）午後一時三十分、東京・有楽町朝日ホールにおいて「令和五年度国民健康保険組合被保険者全国大会」を開催し、国保組合への国庫補助について現行の制度を維持改善することや組合の新設・地区拡張の扱いの緩和などを求める七項目を決議・採択しました。

令和二年度と三年度は新型コロナウイルス感染症を考慮し中止となり、また、昨年はコロナ禍での開催ということで、規模を縮小（全協傘下の国保組合一三三組合のうち九九組合一七三名の参加）して実施されました。今回は何ら制限もなく、従来通りの大会となりました。大会には、来賓として厚生労働省の笹子宗一郎国民健康保険課長、国保中央会原勝則理事長らから挨拶をいただきました。大会は、来賓の挨拶の後、スケジュールに従い、荒井全協常務理事の情勢報告後、提案説明、大会議決が提案され、次の七つの事項を満場一致で決議し、政府、国会及び関係機関に要請することとしました。（決議事項）

- 一、国保組合の新設を認め、その地区は都道府県単位とし拡張の取扱いを緩和すること
- また、合併により運営基盤の拡大を図る国保組合に対する財政面を含む必要な支援を行うこと
- 一、同種同業に従事する者がその業種を対象に設立された国保組合に加入できるよう健康保険適用除外承認の取扱を緩和するとともに、組合特定被保険者に係る補助率（13%）を協会けんぽ並み（16.4%）に引上げること
- 一、個人事業所の非適用業種の解消等の検討にあたっては、同業者連帯により保険者機能を発揮してきた国保組合の組織を守り、国保組合被保険者の地位の安定が図られる仕組みとすること
- 一、ごども子育て支援の財源について、医療保険ルートを選択する場合は、厚生労働省として国保組合の負担に対する十分な配慮を行うこと
- 一、出産育児一時金、高額医療費共同事業、特定健康診査等国庫補助金について所要額を確保し、保険者インセンティブに対する国庫補助を充実すること
- 一、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などの医療DXの推進にあたっては、事務処理方法の

決定に保険者の意見を反映させるとともに、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること
大会終了後、関係方面へ陳情のため、直ちに、参加者を次の五つの陳情班に編成しました。

令和五年度 国保制度改善強化 全国大会

- ② 財務省班
 - ③ 衆議院第一議員会館班
 - ④ 衆議院第二議員会館班
 - ⑤ 参議院議員会館班
- 陳情班は、それぞれの陳情先に対し、大会で議決した要望書を手渡し、七つの大会議決事項の実現に向け強く要望、陳情しました。

国民健康保険中央会及び全国国民健康保険組合協会など九団体の主催による「国保制度改善強化全国大会」が、昨年十一月十三日（月）、東京・平河町の砂防会館において開催されました。大会では、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、次の十二項目が満場一致で決議採択されました。大会終了後、決議項目の実現に向け政府や国会議員関係者に陳情しました。

- 一、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと
- 一、医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消のため必要な措置を講じるとともに、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること
- 一、ごどもの医療費助成等を

前頁より

の地方単独事業に係る国庫負担額調整措置を早期に全廃するとともに、こどもの医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びこどもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の拡充を行うこと

一、こども・子育て政策強化の財源の一環とされている支援金制度(仮称)の検討に当たっては、国保の運営に支障を及ぼすことがないよう十分配慮すること

一、国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること

一、国保連合会のシステム開発や運用の財源を確保するため、ICT積立資産の積立上限の引き上げ等、現行の運用ルールの見直しを行うこと

一、国民の健康保持・増進及び医療費適正化に向けKDBシステムの更なる活用を進めるため、制度的役割の拡充を図るとともにシステム更改等に係る財政措置を講じること

一、医療DXの取組を強力に推進し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、国民や保険者等に対し、十分な周知や情報提供を行うなど国の責任において万全の措置を講じること

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること



新型コロナウイルス感染症から身を守るために、次のことを遵守しましょう

- 1 マスク着用
- 2 手洗い励行
- 3 三密の回避

**交通事故でケガの治療
食品国保へすぐに届出を**

交通事故にあつてケガをした場合は、必ず食品国保へ届け出てください。

交通事故ははじめ第三者の行為により被害にあつて治療を受けたとき、国民健康保険を使うことができます。しかし、この場合、食品国保は、加害者である第三者が支払うべき治療費(医療費)を一時的に立て替えているにすぎません。後日、食品国保は立替えた治療費(医療費)を加害者に請求することになります。

このように第三者の行為が原因でケガをし、国民健康保険を使った場合、食品国保は加害者に対して治療

〈交通事故にあつたとき〉

- まず落ち着いて
落ち着きが何より肝要です。ショックのあまり冷静な判断を失つてはなりません。
- 相手を確認
ナンバーを確認、運転免許証から相手の住所・氏名等の確認、自賠償・任意保険の加入の有無の確認をしてください。
- 必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはなりません。また、同時に食品国保(電話052・261・7661)へ届け出ること。

●示談は、食品国保へ届け出たから
当食品国保の保険証を使って治療を受けた時は、示談の前に必ず連絡を。示談は急ぐ必要はありません。加害者と示談が成立すると、その内容が優先され、食品国保から加害者に治療費(医療費)を請求できなくなり、あなたに請求することになる場合があります。示談の前に必ず食品国保へ届出をお願いします。

〈国民健康保険で治療が受けられないとき〉

次の場合は、国民健康保険で治療を受けることができません。

- 加害者から既に治療を受け取っているとき
- 業務上のケガのとき
- 飲酒運転、無免許運転によるケガのとき

〈届け出に必要なもの〉

- ・交通事故証明書(後日でも可)
- ・保険証

**産前産後期間
四カ月分の保険料が
免除されます**

- 令和五年十一月日以降に
出産予定の食品国保の被保険者の方が対象となります。
妊娠八十五日(四カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 令和六年一月二日から施行となり、施行日以降届出ができます。出産後の届出も可能です。
- お問い合わせ先
食品国保組合(電話)
052・261・7661